

財務省第9入札等監視委員会

平成23年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成23年9月28日(水) 大阪合同庁舎第三号館 大会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊(辰野・尾崎・藤井法律事務所 弁護士) 委員 相原 隆(関西学院大学法学部教授・同大学院法学研究科教授) 委員 中務 裕之(中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士)	
審議対象期間	平成23年4月1日(金) ~ 平成23年6月30日(木)	
抽出案件	5件	(備考)
競争入札(公共工事)	一件	
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	4件	<p>契約件名:大阪税関監視艇「おおみね」搭載用監視カメラシステム賃貸借 契約相手方:エムイーシーエンジニアリングサービス株式会社 契約金額:47,145,000円 契約締結日:平成23年6月22日 担当部局:大阪税関</p> <p>契約件名:国有財産に係る維持・管理及び一般競争入札の補助に関する業務委託 契約相手方:中日本航空株式会社 大阪支店 契約金額:159,785,220円(予定調達総額) 契約締結日:平成23年4月1日 担当部局:近畿財務局</p> <p>契約件名:平成23年度電子複写機(リコー)の保守契約 契約相手方:リコージャパン株式会社 関西営業本部兵庫支社 契約金額:15,434,867円(予定調達総額) 契約締結日:平成23年4月1日 担当部局:神戸税関</p> <p>契約件名:記帳指導等の業務委託(第2ブロック) 契約相手方:近畿税理士会 契約金額:63,437,883円(予定調達総額) 契約締結日:平成23年6月13日 担当部局:大阪国税局</p>
随意契約(物品役務等)	1件	<p>契約件名:大阪合同庁舎第三号館の総合管理業務 契約相手方:日東カスタディアル・サービス株式会社 契約金額:97,555,500円(予定調達総額) 契約締結日:平成23年4月1日 担当部局:大阪国税局</p>

応札（応募）業者数 1 者 関連	4 件	競争契約（物品役務等）及び随意契約（物品役務等）に同じ ・ 国有財産に係る維持・管理及び一般競争入札の補助に関する業務委託 ・ 平成 23 年度電子複写機（リコー）の保守契約 ・ 記帳指導等の業務委託（第 2 ブロック） ・ 大阪合同庁舎第三号館の総合管理業務
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>契約件名：大阪税関監視艇「おおみね」搭載用監視カメラシステム賃貸借 契約相手方：エムイーシーエンジニアリングサービス株式会社 契約金額：47,145,000 円 契約締結日：平成 23 年 6 月 22 日 担当部局：大阪税関</p> <p>このカメラには録画機能が付いているのか。</p> <p>録画機能はカメラシステムの中に入っているのか。</p> <p>仕様は既設のものと同じか。</p> <p>従前のシステムで録画したデータを新しいシステムに移し替える必要はあるのか。</p> <p>約 4 年間の賃借契約の間、メンテナンス費用が別途かかるのか。また、契約満了後更新機器はどうなるのか。</p> <p>耐用年数は何年くらいを見込んでいるのか。</p>	<p>録画機能は付いている。</p> <p>そのとおりである。 録画機能の他にも各種機器を含めた一括の調達案件である。</p> <p>同じ仕様もあり、進化した機能を付加している機器もある。</p> <p>記録媒体として、既設のものは普通の VHS であり、更新後は DVD、BD となる。既設の VHS は通常のビデオで見ることができるため、移す必要はないと考える。</p> <p>1 点目については、保守ということになるかと思うが、今回の調達案件は、保守契約を含んでいない。もし更新後故障が発生した場合は、都度の修繕契約となる。また、契約満了後は、無償譲渡となり、契約書上では第 18 条に記載している。</p> <p>既設カメラは 9 年使用しており、更新時期について決まった期間は設定されていないが、今までの実績を見ると約 10 年である。</p>

意見・質問	回 答
<p data-bbox="240 221 679 253">仕様は同一基準となっているのか。</p> <p data-bbox="213 394 820 468">大阪税関の内部や他の税関との間で、入札に係る情報交換を行っているか。</p> <p data-bbox="213 564 820 638">予定価格についても参考情報を反映しているか。</p>	<p data-bbox="847 221 1461 338">配備された年代が少しずれているので、全く同じではないが、機能的にはほぼ同様の仕様である。</p> <p data-bbox="847 394 1461 510">直近で整備された他税関の仕様内容や、更新後の使い勝手等に変更した方が良いところなどを聴取し、今回仕様の参考とした。</p> <p data-bbox="847 564 1461 680">予定価格は、他の税関が採用した価格を使うのではなく、大阪税関の仕様に基づいて、予定価格を決定している。</p>

意見・質問	回 答
<p>契約件名：国有財産に係る維持・管理及び一般競争入札に関する業務委託 契約相手方：中日本航空株式会社 大阪支店 契約金額：159,785,220円（予定調達総額） 契約締結日：平成23年4月1日 担当部局：近畿財務局</p> <p>この業務は1年契約か。また、過去から毎年同じような契約をしてきたのか。</p> <p>契約相手方の中日本航空は、以前にもこの業務を担当したことがあるのか。</p> <p>以前の契約業者は今回の入札に参加しなかったのか。</p> <p>入札説明書は8者が交付を受けたものの、入札は1者だけになったということだが、参加しなかった理由は何か。</p> <p>要するにカバーしなければならない範囲が広過ぎて、応札者が少なくなったと考えられないか。競争を促進するため、エリアを分割した方が対応できる業者の数が増えて、結果的に安く発注できるということは考えられないか。</p> <p>本件業務は、「維持・管理」、「国有財産の調査に関する業務」、「一般競争入札の補助」の三つの業務で構成されているようだが、後の二つの業務の間の関係はどのようなものか。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>同社との契約はこの23年度が初めてである。</p> <p>22年度の契約業者は業者側の事情により今回は入札に参加していない。</p> <p>単独ではなかなか参加できない業務のため、複数業者によるグループ参加を認めている。しかしながら、一応グループは形成できたものの、最終的にグループ参加業者間で応札価格の調整ができなかったという例を聞いている。</p> <p>また、当局から入札説明書の交付を受けたが、他財務局で同様の業務を落札したため人員的にカバーできず、結果的に入札参加申込みを見送ったというものもあった。</p> <p>当局の別業務において、分割しているようなものもあるが、京阪神から離れたエリアではカバーできる業者が非常に少なく、結局落札者がなかったということもあった。他方、他の財務局では複数エリアに分けているところもある。</p> <p>そのような状況等を踏まえ、今後の検討課題と認識している。</p> <p>国は売主として、物件情報を記載した一般競争入札案内書を作成するが、入札案内書に掲載する物件調書を作成する業務が「国有財産の調査に関する業務」である。</p> <p>入札公告をした後、当該入札案内書を配布するわけだが、配布の際、会場に説明者を配置して広く案内を行っており、そのような業務が「一般競争入札の補助」である。</p>

意見・質問	回 答
<p data-bbox="215 224 817 302">「維持・管理」については、その業務チェックはどのように行うのか。</p> <p data-bbox="215 526 817 604">適切に検査をした後に、業務委託費を支払うということか。</p>	<p data-bbox="849 224 1460 347">国有財産（国有地等）を売却するまで適切に管理するため、不法占拠防止柵の設置や草刈等を業者に指図して実施する必要がある。</p> <p data-bbox="849 347 1460 470">まず当局の監督職員が一次的に当該業務の確認をし、支払の前に検査職員が最終の完了確認を行っている。</p> <p data-bbox="877 526 1117 560">そのとおりである。</p>

意見・質問	回 答
<p>契約件名：平成23年度電子複写機（リコー）の保守契約</p> <p>契約相手方：リコージャパン株式会社 関西営業本部兵庫支社</p> <p>契約金額：15,434,867円（予定調達総額）</p> <p>契約締結日：平成23年4月1日</p> <p>担当部局：神戸税関</p> <p>概況では買取りとリースがあるという説明だが、リースの保守はどうなっているのか。</p> <p>買取りは保守と別々になっているというのは何か理由があるのか。</p> <p>本来ならば一体のものとして捉えても差し支えないということか。</p> <p>本件は他者が応札をしてくる可能性はゼロではないにしても低いと思われるが、その点はどう考えているのか。</p> <p>製造側で互いに紳士協定を結んでいるようなことはないか。</p> <p>そうすると、やむを得ずこのような形で競争入札をしているのだとすると、時間と手間がかなり無駄になっているという印象となるが、今の制度の中で、代替的な方法を選ぶことができないのか。</p>	<p>当初の機器のリース契約とあわせて、同一契約にしている。</p> <p>予算措置の関係である。</p> <p>実際にリース契約と保守をセットにして、複数年度の契約を行っている実績がある。</p> <p>リコーなど、複数の機器メーカーが存在するため、入札をすれば、たとえリコーの機器であっても、他の企業が入ってくる可能性があるという考えである。しかし、実際、リコーの営業に聴くと、純正部品が他のメーカーでは手に入らないと思われるとのことであった。</p> <p>その他、各メーカーによって独自の部分があるので、他のメーカーでは保守は難しいと思われるという内容の意見は聴取している。</p> <p>そういう話はしていなかった。</p> <p>いわゆる設備を買う、物を買う、最近ではシステムを開発してもらうという中で保守というのは不可分であり、分離して契約するのはなじまないということで、平成18年度の会計法の見直しの際に、今後このようなものは一体化しての契約を目指す、そういった方法を考えるという方向性が出ている。したがって、その後、導入している当関の複写機は、台数はまだ少ないが機器の借入れと保守を一体化した形のリース契約を締結しており、今後とも、更新のタイミングに合わせて、保守と一体となったリースでの予算要求、予算措置を得た上で、順次切り替えていきたいと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>ということは、現状は過渡的な状況だという理解でよいか。</p> <p>承知した。</p> <p>モノクロの複写機保守単価が税抜き4.3円となっているが、これは紙代も入っているのか。</p> <p>民間が一般に契約されている金額からすると、かなり割高と思われる。</p> <p>リコーの機械だからリコーでないと保守できないという状況が単価を高くしていると思われる。今、過渡期ということで、今後の方向性がまた変わると解消されていくとは思いますが、そもそもリコーにするか、他のメーカーにするかという中で、保守とのセットにすれば競争が働き、結果的に単価も安くなると思われる。</p> <p>機器の購入時期はバラバラか。一斉に導入したものか。</p> <p>カウンター料金の4円何銭が高いかどうかの判断や、値下げ要求はどのようにしているのか。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>紙代は含まれていない。</p> <p>当初の買取りの時に、複写機を安い金額で応札し、後々のカウンター料金、ランニングコストの方で元を取るといったことを防ぐため、当初購入契約をする際に、カウンター料金の上限は設定している。購入契約をした後に保守契約を結ぶ際、カウンター料金は1枚当たりこの値段以下に抑えるという制約はかけている。</p> <p>それぞれの年間のコストを調べてみると、1つの傾向として、購入機器は機械が非常に安くなっており、保守料、カウンター料金は少し割高になっている。</p> <p>そういった形で、年間のトータルコストを比較すると、当関の一般機においては、今回保守契約している購入機器の方が低コストとなっており、いわゆる競争原理を働かせた、リースと保守を一括契約しているものの方が結果としては少し高くなっている。ただし、機種を変えると、それが逆転するものもある。一概に統一的な傾向ということではないが、当関で一番多く使っている複写機については、そういう実態があることから、カウンター料金そのものが特段問題になるような高い契約であるという評価はしていない。</p> <p>複数年度にまたがって、平成18年度から23年度に購入したものを一体として保守契約の対象としている。</p> <p>一般競争入札という枠組みの中で考えると、過去の実績の契約単価であるとか、リコーのホームページの中で公表されている機種毎のカウンター料金等を参考に、総合的に判断している。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="215 224 821 380">一つのアイデアとして、競争入札で1位だからといってその値段で契約しないといけないということではなく、そこから値段交渉したらいいと聞いたこともあるが、その点はどうか。</p> <p data-bbox="215 436 821 1064">1者しかいないのが予想されるのに、競争入札したがゆえに、その応札した値段で契約しなければならないとなると、随意契約の方が値段交渉ができて有利ということになる。別のところで聞いた話だが、競争入札で1位となった者とその値段で契約しなければならないというわけではなく、単に交渉権の優先権を与えられただけであり、そこから随意契約と同じ交渉ができるというものである。聞いた話の限りのため、そのような交渉が可能か調べてもらいたい。もしできるのであれば、他の部局も含めて同様の事案があったときに、一般企業と同じようにすれば、たとえ3%、5%でも値下げできると思われる。一般競争入札が随意契約より不利になるようなことがあってはならない。</p> <p data-bbox="247 1120 383 1153">そのとおり</p> <p data-bbox="247 1332 383 1366">そのとおり</p>	<p data-bbox="845 224 1460 336">一般競争入札という枠組みで落札者との値段交渉はしていない。ただし、これが随意契約であれば交渉の余地も当然出てくる。</p> <p data-bbox="877 436 1428 470">この契約案件に限らずということでしょうか。</p> <p data-bbox="845 1120 1460 1276">落札結果が本件のような1者入札で、1者が100%入札をしたとき、落札価格はあるが、その後随意契約と同様に値段交渉が制度上できるか、否かという質問でしょうか。</p> <p data-bbox="877 1332 1005 1366">承知した。</p> <p data-bbox="845 1422 1460 1534">※ 後日、一般競争入札の仕組み等を説明し、落札後に落札価格に対する交渉はできない旨、書面により回答</p>

意見・質問	回答
<p>契約件名：記帳指導等の業務委託（第2ブック）</p> <p>契約相手方：近畿税理士会</p> <p>契約金額：63,437,883円（予定調達総額）</p> <p>契約締結日：平成23年6月13日</p> <p>担当部局：大阪国税局</p> <p>この業務は毎年実施しているのか。</p> <p>近畿税理士会以外が落札したことはあるか。</p> <p>落札金額はどのように推移しているのか。</p> <p>この業務に応札が可能な者は近畿税理士会以外に存在するのか。</p> <p>税理士協同組合や税理士法人は、プライバシーマークやISMSの認定を有しているのか。</p> <p>入札参加者が極めて限られている場合には、競争入札を行っても意味がないのではないのか。</p> <p>本件に限らず応札予定者が極めて限られるような場合にどうするかという問題意識を共有する必要がある。</p> <p>本件では入札公告日が5月27日で開札日が6月10日と公告期間が2週間となっており、十分な公告期間を確保すべきと考える。</p> <p>本件では価格決定権を応札者が有しており、事前にいわゆる随意契約と同様に価格の交渉を行う必要があると考える。</p> <p>かなり安価な金額での契約となっていると思うが、なぜこのような金額での応札となってい</p>	<p>業務自体は以前から実施しているが、公共調達の適正化という流れの中で平成19年度から入札へ移行している。</p> <p>近畿税理士会以外が落札したことはない。</p> <p>入札を実施した初年度は高額であったが、その後の3年間は同程度の金額で推移している。</p> <p>可能性の多寡はあるが、税理士協同組合、大規模な税理士法人等が競争参加資格を有すれば、応札の可能性はあると考えている。</p> <p>プライバシーマークの認定を受けるにはかなりの費用がかかると聞いているが、本件では認定を有していなくても「保秘に関する誓約書」を提出することにより入札参加を認めている。</p> <p>公共調達の適正化の流れの中で、全国で一斉に入札に移行してきたところであるが、透明性と経済性とのバランスを検討すべき時期に来ているのではないかと考えている。</p> <p>競争入札を行う以上、事前に価格交渉を行うことはできない。</p> <p>入札に移行するまで、従来は謝金を支払うという形で事業を行っていた経緯を勘案されている</p>

意見・質問	回 答
<p>るのか。</p> <p>過去の経緯で何かおおよその基準になるようなものが存在し、このような金額で折り合いがついているのか。</p> <p>いずれにしても、競争入札にはなじまない案件であると思う。</p> <p>入札参加者を増やすことを目指すのであれば、ブロックを更に細分化することにより、先ほどの税理士法人等が参加する可能性が出てくるのではないかと思う。</p>	<p>のかもしれない。また、税理士は税理士法により税理士会への加入が義務付けられており、税理士会として税理士が果たすべき使命、社会的責任といったものをお持ちいただいていると考えている。</p> <p>想像ではあるが、過去の謝金の関係があるのかと思う。</p> <p>参考とさせていただく。</p>

意見・質問	回 答
<p> 契約件名：大阪合同庁舎第三号館の総合管理業務 契約相手方：日東カストディアル・サービス株式会社 契約金額：97,555,500円（予定調達総額） 契約締結日：平成23年4月1日 担当部局：大阪国税局 </p> <p>この業務は毎年、1年単位で契約しているのか。</p> <p>業務内容に大きな変更がなければ、前年度ほどのくらいの金額でどこが落札したのか。</p> <p>業者としても単年度の契約に対し人員を確保するのは勇気が要るが、例えば3年の複数年契約であれば人員を確保して入札に参加しようとする業者も現れるのではないかと考える。また、公告期間を更に延長することを検討してはどうかと思う。</p> <p>この契約業者はどのくらいの規模の会社なのか。</p> <p>入札が不落となった場合に、随意契約に切り替える判断基準があるのか。</p> <p>1者応札であっても、入札を繰り返し次第に応札価格が下がり、定められている予定価格を下回れば落札となる。しかし、今回のように予定価格と応札価格との開差が大きく、その差が埋まりそうにないときには随意契約に切り替えて契約を締結する。その二つのやり方には特段何かルールがあるのか。</p> <p>随意契約に移行した場合、予定価格の拘束というものは外れるのか。</p>	<p>1年単位、単年度契約となっている。</p> <p>本年度の落札金額は対前年比で約101%となっており、前年度も同じ業者が落札している。本年度は若干の仕様変更、例えば、消防法の改正に伴う点検の増加などにより金額が微増となっていると考えている。</p> <p>検討したいと思う。</p> <p>業者からの聴き取りでは、近畿一円はカバーできるくらいの規模とのことである。</p> <p>本件では2回目で終了しており、これは予定価格と応札価格との開差が大きかったためである。開差が小さければ、再度入札を行って落札することもある。参加業者数も影響するが、その時の状況を見て総合的に判断を行っている。</p> <p>落札に至らなかったため、仕方なく随意契約に移行したということになると考えている。</p> <p>入札が不落となり随意契約に移行する場合であっても、予定価格を変更することはできない。</p>